



無催告失効約款の有効性と信義則による失効主張制限可否

大樹生命保険株式会社 法務部 法務グループ 弁護士 吉川 良平

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地裁令和3年6月22日判決 平成31年（ワ）第1892号 保険金請求事件
金法2181号85頁

1. 本件の争点

本件の争点は、①生命保険契約の保険料につき、払込期月の翌月末日までの猶予期間中に払込みがなされなければ猶予期間の末日の翌日から保険契約の効力が失われるとする約款（以下「無催告失効約款」という）が消費者契約法10条により無効となるか、②無催告失効約款が有効であるとしても、信義則上、保険契約が（保険会社の失効処理後も）被保険者死亡時まで継続していたとみなすべきか、である。その他、③被保険者ががんと診断されたことにより保険料支払義務は消滅するか、④保険会社の説明義務違反による不法行為が成立するか、⑤保険金請求権の消滅時効が完成したといえるかも争点となっているが、本稿では省略する（③④は否定され、⑤は判断不要とされた）。

2. 事実の概要

(1) 訴外Aは、平成19年4月13日、Y生命保険会社（被告）との間で、保険契約者・被保険者をA、死亡保険金（給付金）受取人をX（原告でありAの妻）とする5年ごと利差配当付終身保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結した。死亡保険金額は主契約特約合計5,000万円、保険料（月払）は平成19年8月まで8万1,284円（口座振替）、平成19年9月以降8万2,553円（窓口による払込）であった。なお、介護保険料免除特約が

付加されているが、保険料払込免除特約は付加されていない（保険料払込免除特約は、被保険者が特約の保険期間中に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されると、以後の保険料の払込が免除される）。

本件保険契約の約款には、保険料が支払われないまま払込猶予期間（払込期限（当月末日）の翌月初日から末日まで）が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失うとする、無催告失効条項（以下「本件無催告失効条項」という）が存在した。

- (2) Aは、平成20年9月分を最後に、本件保険契約の保険料を2か月分支払わなかったため、本件保険契約は平成20年12月2日に失効した。
- (3) Aは、平成21年1月29日に転移性肝がんにより死亡した。
- (4) Xは、Yに対し、主目的には本件保険契約に基づき、予備的には不法行為に基づき、死亡保険金5,000万円及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。

3. 判旨（請求棄却・確定）

(1) 争点①（本件無催告失効条項が消費者契約法10条により無効となるか）について

「Yにおいては、保険料の支払が遅延している顧客がアラームリストに掲載され、顧客に対し、保険料払込期間満了日等を記載した失効予告通知を郵送する、またYの営業職員は、アラームリストに基づいて自身が勧誘した顧客に連絡を取り、入金（の催告）をした上で、Yに報告するとの運用を

していたことが認められる…。また、X〔筆者注：Aと思われる〕は平成29年〔筆者注：平成19年と思われる〕5月分以降、保険料の支払を遅延していたこと（争いのない事実）、顧客の入金状況を記載した料金ヒストリー明細リストによれば、Aの入金は保険料払込期間満了日ないし数日前に行われていること…に鑑みると、AはYから送付される失効予告通知を受け取って、またYの営業職員からの連絡を受け、払込期間満了日に間に合わせるように入金していたと推認される。

以上の認定に鑑みると、Yにおいて契約失効前に保険契約者に対して保険料払込の督促を行う実務上の運用を確実にしていたといえ、本件無催告失効条項は消費者契約法10条に違反し無効とはいえない（最高裁平成22年（受）第332号同24年3月16日第二小法廷判決・民集66巻5号2216頁参照）。よって、Xの主張は採用できない。」

(2) 争点②（信義則上、本件保険契約はAの死亡時にも継続していたとみなすべきか）について

「Xは、Aが平成19年4月分から平成20年9月分まで保険料を払い続けていたとする。確かに、Aは1年半程度、保険料を払込猶予期間内には支払っており、月々の支払額は約8万円程度で必ずしも低廉とはいえない。しかし、本件保険契約の死亡保険金が5,000万円であること、保険契約の特質及び保険料払込免除特約が存在すること等に鑑みると、同事情をもって、Yが本件無催告失効条項に基づく本件保険契約失効の主張を信義則上制限することはできない。

また、Aが平成20年5月時点で誤診されていないければ、Yから特約特定保険金等を受給して保険料を支払っていたはずである旨、またAが、同年11月時点で極度に体調が悪化していたため、本件保険契約の失効を想起することができなかった旨主張する。しかし、Xが主張するいずれの事情も、Yの本件保険契約失効の主張を信義則上制限する事情とまでは言い難い。YがAに対し保険料の支払を催促しなかったといえないことは、前項で認定したとおりである。

体調が悪化した場合の保険料支払については、保険料払込免除特約によって回避可能であるが、東日本大震災や緊急事態宣言等によって保険料支払いができないリスクは、特約による回避が困難

なことも想定され、同列に扱うことはできず、Xの主張は採用できない。

その他、Xが主張する事情を考慮しても、本件において信義則上、保険料払込期間が継続していたと認めるに足りない。」

4. 評釈（結論には賛成するが理由付けに若干疑問がある）

(1) はじめに

無催告失効約款が消費者契約法10条により無効とされるかについては、本判決も引用する最判平成24年3月16日民集66巻5号2216頁（以下「平成24年最判」という）が、一定の要件の下で有効性を認める判断を最高裁として初めて示した¹⁾。

本判決は、無催告失効約款の有効性につき平成24年最判後に下された下級審裁判例²⁾の1つであることから、実務上参考になるものと思われる³⁾。なお、本件保険契約が締結されたのは平成19年4月13日であり、失効したのは平成20年12月2日であるため、消費者契約法10条については平成28年6月3日法律第61号による改正前の規定が適用されると思われるが、当該改正は最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁の趣旨を踏まえてされたものであり⁴⁾、実質的な変更を伴うものではないため、以下同条については改正後の規定を元に検討を行う⁵⁾。

(2) 消費者契約法10条の要件と平成24年最判の内容

① 上記のとおり本判決は無催告失効約款の消費者契約法10条該当性につき検討したものであり、また平成24年最判を引用しているため、同条の要件と同最判の内容を簡単に紹介する。

② まず、消費者契約法10条は、第一要件として、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であることを挙げている（以下単に「第一要件」という）。平成24年最判は、無催告失効約款について、「保険料の払込みがされない場合に、その回数にかかわらず、履行の催告（民法541条）なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、この点において、任

意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものである」として、第一要件該当性を肯定した⁶⁾。

- ③ 次に、同条は、第二要件として「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」であることを挙げている(以下単に「第二要件」という)。平成24年最判は、保険契約では保険料の不払によって反対給付が停止されるわけではなく、保険契約者が保険料支払債務の不履行があったことに気付かない事態が生ずる可能性が高いため、無催告失効約款によって保険契約者が受ける不利益は決して小さなものとはいえないとしつつ、1) 保険料の支払が遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められている上、上記一定期間が民法541条により求められる催告期間よりも長い1か月とされている、2) 自動貸付条項⁷⁾が定められており、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が1回の保険料の不払により簡単に失効しないようにされているなど保険契約者が保険料の不払をした場合にその権利保護を図るために一定の配慮がされているとした上で、多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質をも踏まえ、約款において上記1) 2) のような定めが置かれていることに加え、3) 保険会社において保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用を確実にした上で約款を適用していることが認められるのであれば、無催告失効約款は信義則に反して消費者の利益を一時的に害するものに当たらないと解されるとし、第二要件該当性を肯定した原審を破棄し、3) の点などについてさらに審理を尽くさせるため、原審に差し戻した⁸⁾。

(3) 本判決の検討

① 消費者契約法10条該当性(争点①)

1) 第一要件

本判決は、本件無催告失効条項の第一要件該当性について何ら判示していないが、本件無催告失効条項は猶予期間内に保険料の払込みがない場合に猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効すると

定めており、平成24年最判の事案と同様に履行の催告無くして保険契約の効力を失わせるものである。したがって、本件無催告失効条項は民法541条に比して消費者である保険契約者の権利を制限するものといえ、第一要件該当性は肯定されると考える⁹⁾。第二要件を否定しているため第一要件の結論につき明示しなくとも良いということかもしれないが、本判決はAが消費者であり本件保険契約が消費者契約であることすら認定しておらず、判旨がやや乱暴である印象を受ける¹⁰⁾。

2) 第二要件

ア. 考慮要素の範囲について

本判決は、判旨記載の事実を認定し、Yにおいて契約失効前に保険契約者に対して保険料払込の督促を行う実務上の運用を確実にしていたといえ、本件無催告失効条項は消費者契約法10条に違反し¹¹⁾ 無効とはいえない、と判示している。平成24年最判およびその後の下級審裁判例は、督促実務について「保険契約の締結当時」の運用を問題としているように読める¹²⁾ ところ、本判決はこの点につき明示していない¹³⁾。

第二要件の該当性につき契約締結時までの事情のみを考慮要素とするか、締結後の事情も考慮要素とするかについては、同種の契約に関する一般的事情のみを考慮要素とするか、個別契約固有の事情も考慮要素とするか(前提として契約条項外の事情を考慮要素とするか)にも絡み、種々の見解がある。

この点に関し、まず契約条項外の事情を考慮要素とするかについては、前掲最判平成23年7月15日が「消費者契約法の趣旨、目的(同法1条参照)に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮して判断されるべき」とした上で、条項外の事情である「一定の地域において、期間満了の際、借入者が貸入人に対し更新料の支払をする例が少なからず存する」などの事情を考慮に入れているところであり、考慮要素として良いと解する。その上で、個別事案における有効・無効の判断に対世効はないものの、約款条項の有効性は全ての契約者にとって統一的に判断されるべき必要があるため、第二要件の検討に当たっては一般的

事情のみを考慮要素とすべきである¹⁴⁾。

次に、契約締結時までの事情を考慮要素とする¹⁵⁾か契約締結後の事情も考慮要素とするかについてであるが、契約条項の有効性判断について締結時までの事情のみを考慮するというのは論理必然ではない¹⁶⁾。

また、条項外の事情も考慮に入れることとの関係で、その有効性を担保する事情が失われた場合にまで当該条項の有効性を維持すべきとはいえず、それによりたとえば無催告失効約款に関していえば、保険者は督促実務の確実性を維持継続する必要性を意識することとなるため、消費者の権利保護に資することになる¹⁷⁾。

反対に、仮に締結当時の事情からすればその有効性に疑問が生じる約款条項があったとしても、約款変更による消費者に有利な条項の追加¹⁸⁾や実務の変更がなされ、これも考慮すれば有効性が認められるというような場合には、既に消費者の不利益はある程度解消されているのであるから、このような場合にまで締結当時の事情にこだわって有効性を判断するまでの必要もないと考える。したがって、契約締結前から当該条項適用時までの事情を考慮要素とすべきと解する¹⁹⁾。

本判決は、Yにおける一般的督促実務の運用について考慮要素としている²⁰⁾ことから、この点は妥当と考える。

しかし、前述のとおりその基準時については明示していないものの、平成24年最判を引用していることから、本件契約締結時の一般的督促実務の運用を問題としているのであれば、疑問である。

また、一般的督促実務の確実性については、人為的過誤を排した機械的な処理をしているかどうかの認定が必要と考えられるところ、アラームリストへの掲載や、失効予告通知発送までのフローについて詳細な認定をしておらず、Aへの督促がなされていたかどうかに関した認定にも見え、この点も疑問である。

イ. 約款の他の条項について

平成24年最判では、猶予期間および自動貸付条項の存在も考慮要素として挙げられていた。

また、本件でYはこれら規定も本件無催告失効条項の有効性の考慮要素として主張しているが、本判決は考慮要素どころか自動貸付条項について

はそもそも認定事実にも含めていない。この点については、前述のとおり判示として丁寧に欠ける点は否めないものの、無催告失効約款の有効性を認める上では保険契約者に債務不履行に気付かせることのできる督促実務の確実性が最重要と考えられてきた²¹⁾ところである。上記規定についても言及すべきだったのではないかと疑問を感じる²²⁾が、結論には賛成する。

なお、本件では復活請求自体なされていないのではないと思われるが、復活制度の有無は（それが無選択でない限り）無催告失効約款の有効性の考慮事情とはならないと考える²³⁾。

② 信義則による失効主張の制限有無（争点②）

本判決は、本件無催告失効条項につき有効性を肯定しつつ、これに基づきYが失効の主張をすることが信義則上制限されるかについて検討を行っている。

前述のとおり約款条項の消費者契約法10条該当性判断における考慮要素を一般的事情に限定する考え方をするとともに、個別事情について一切考慮されないとするのは当該事案の解決として妥当ではない結論を導く可能性があるため、当該条項に基づく効力（または当該条項の無効）を主張することが信義則上制限されるか、という場面で考慮される余地はあると考えられ²⁴⁾²⁵⁾、本判決の判断枠組みは正当であると考ええる。

また、本判決はYにおいて信義則上本件無催告失効条項による失効の主張は制限されないと判示している。Aの保険料払込みの継続期間は相当長期であるともいえず（またその態様もいわゆる恒常的な月遅れ入金であり）、体調の悪化といってもそれのみで主張制限を基礎付けるほどに重度のものであるとの認定もされていない²⁶⁾。

Aが本件保険契約失効直後に死亡したことがXにとって酷な結果となったことはたしかであるが、Yによる本件無催告失効条項による失効の主張が制限されないとした本判決の結論は正当であると考ええる。

なお、医師の誤診については、保険金の支払事由・保険料払込免除事由が診断確定を基準とするものである以上、保険会社として支払に応じる余地は無く、あくまで医師に対する損害賠償請求の中で考慮されるべきもの²⁷⁾と考える。

(4) むすび

本判決は、前述のとおり判旨に若干言葉足らずな面が否めないと思われるものの、本件無催告失効条項の有効性を肯定し、信義則に基づくYの失効主張制限も認めずXの請求を棄却した結論は妥当であると考えられる。

また、本判決は①無催告失効約款の消費者契約法10条該当性につき督促実務の確実性が最重要である点を結果的に明示することになったと評価できる点、②督促実務のあり方についての参考事例となる点、③消費者契約法10条該当性の判断の後に、無催告失効約款に基づく失効の主張につき当該契約における個別事情を考慮した信義則違反による制限の余地がある判断枠組みを採用した点に意義があるものと考えられる。

- 1) 川畑正文・最高裁判所判例解説民事篇平成24年度(下) 385頁(2015年)。平成24年最判および差戻前控訴審である東京高判平成21年9月30日判タ1317号72頁についての評釈、またこれを契機とした論稿については、北澤哲郎「民法(債権関係)改正と無催告失効約款」生命保険論集204号167-168頁(2018年)に詳しい。
- 2) 東京高判平成24年7月11日金判1399号8頁、東京地判平成24年9月12日判タ1387号336頁、東京高判平成24年10月25日判タ1387号266頁(平成24年最判の差戻後控訴審)、東京地判平成27年3月26日判タ1421号246頁(一番)・東京高判平成27年8月16日Westlaw Japan 2015WLJPCA08266011(控訴審)があるがいずれも有効性が肯定されている。本判決はこれらに続くものである。
- 3) 本判決の先行評釈として、山本到・法律のひろば76巻3号61頁(2023年)、水野信次・銀行法務21 896号38頁(2023年)がある。
- 4) 消費者庁・消費者契約法の逐条解説168頁(消費者庁ホームページ、2023年)。
- 5) 平成29年6月2日法律第44号により導入された民法548条の2以下の定型約款に関する規定や、軽微な不履行では解除できないとする同法541条ただし書の適用もないものと思われる。改正民法の無催告失効約款への影響について論じるものとして、北澤・前掲179頁以下の他、竹濱修「民法改正の保険契約への影響—無催告失効条項、継続保険契約の質権設定、配偶者居住権の被保険利益について」商事法務2243号9頁(2020年)。
- 6) 川畑・前掲395頁。一方、得津晶・北大法学64巻5号1742頁(2014年)は、一般的に第一要件が充足したことを断定

したわけではないという読み方も可能、とする。

- 7) 保険料の払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料と利息の合計額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に保険会社が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨を規定する条項(川畑・前掲397頁)。ただし、平成24年最判の事案では解約返戻金は当該保険契約において元々発生しない(定めがない)ものであるか失効時においてゼロ円であったものであり、猶予期間満了時に現実に機能はしなかった。
- 8) 差戻審は前掲東京高判平成24年10月25日であり、3)の実務上の運用は確実にされていたと認定し、無催告失効約款の有効性を肯定した。
- 9) 山下友信「生命保険契約における継続保険料不払いと無催告失効条項の効力—最二小判24. 3. 16を契機として—」金法1889号40頁(2010年)。なお、解除の意思表示を不要としている点についても民法540条1項等との関係で問題となり得る。検討の必要性を提示するものとして、甘利公人・上智法学56巻1号106頁(2012年)。
- 10) なお、Xは保険料払込みの督促を保険金受取人であるXにも行うべきであったとの主張をしており、本判決はこれについての判示もしていない(あまりの無理筋だからだろうか)。
- 11) 消費者契約法10条の規定ぶりからすると、「違反して」ではなく「該当して」とか「により」が適切ではないだろうか。同法12条3項も、差止請求権の行使要件として「不特定かつ多数の消費者との間で第8条から第10条までに『規定する』消費者契約の条項…を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるとき(二重鍵かっこは筆者)としており、「反する」とはしていない。
- 12) 特に、前掲東京地判平成24年9月12日は「契約時に保険契約者が保険料支払債務の不履行に気付かせる態勢及び運用をしていたかどうかによって判断すべきものであり、契約後の個別の運用の在り方いかんによって判断するのは相当でない」と明示している。
- 13) 「契約失効前には「督促」にかかるのであり、基準時についての言及ではない。
- 14) 山下友信・保険法(上)162頁(2018年・有斐閣)、北澤・前掲177頁。
- 15) 落合誠一・消費者契約法150-151頁(2001年・有斐閣)。
- 16) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編・コンメンタール消費者契約法(第2版)198頁(2010年・商事法務)。
- 17) 平成24年最判の須藤反対意見は、保険会社において督促実務を廃止することに何らの障碍(しょうがい)もないことを、督促実務の確実性を無催告失効約款の有効性を基礎

付ける事情として用いることへの反対理由の一つとするが、このような懸念への一つの答えになるのではないか。

- 18) 近時、猶予期間経過後さらに1か月の失効取消可能期間を設け、その間に未払込保険料が払い込まれれば（無選択で）保険契約が失効しなかったことになる「失効取消」の取扱を導入する保険会社が現れている。失効後、失効取消可能期間中に保険事故が発生した場合でも未払込保険料が払い込まれれば保険金を支払うものであり、実質的に猶予期間の延長ともいえ、消費者の権利保護に資するものとして無催告失効約款の有効性の考慮要素となるものと思われる。
- 19) 北澤・前掲178頁、天野康弘・共済と保険55巻6号46頁（2013年）。山下・前掲（注14）163頁は、原則的には否定的に考えるべきとしつつ、契約成立後の事情は考慮しないと断定することは適切ではないとする。平成24年最判後の下級審裁判例においても、締結後の督促実務についての事実認定はされているところである。これらは締結時の督促実務を推認する事情として用いているということであろうが、締結後の事情としても考慮すべきと考える。
- 20) Aに対して督促が行われたかという個別事情も認定しているが、これは一般的督促実務の認定を補強するためのものであり、個別事情を有効性判断の根拠としたものではないと思われる。
- 21) 山下・前掲（注9）42頁、溝渕彰・保険事例研究会レポート309号17-18頁（2017年）。
- 22) なお、本件では契約締結後失効までの期間が比較的短期であるため、平成24年最判の事案と同様、自動貸付条項が機能するほどに解約返戻金は蓄積されていなかったのではないかと思われる。
- 23) 川畑・前掲397-398頁。
- 24) 得津・前掲1735頁、北澤・前掲177頁。村田敏一・保険事例研究会レポート294号20頁（2016年）はこれに反対するが、得津品「生命保険契約における任意法規の意義：消費者契約法10条と無催告失効条項・免責条項」生命保険論集198号79-80頁（2017年）のとおり、第二要件の考慮要素が限定されているのであれば、そこから漏れた要素について第二段階の検討がなされるべきといえよう。なお、前掲東京高判平成24年10月25日は復活の可否の場面で信義則が問題とされ、そこで失効に至る個別事情が考慮要素とされているが、復活制度の無い商品もあり、端的に失効主張の可否として争えば良いように思われる。
- 25) 無催告失効約款について有効性が肯定された後に失効の主張が制限されるような事情として、督促通知が実際には到達しなかった場合や営業担当者が連絡をしなかった場合が挙げられている。たしかにこういった事情が保険会社において信義則上失効の主張が制限される方向に作用す

るものであることには疑いが無いが、それだけで結論が出るかということ、たとえば保険契約者において恒常的な月遅れ入金の状態にあり不履行を十分に理解しているような事案で、たまたま死亡前最後の督促通知が到達しなかったからといって失効主張を制限するというのは結局のところ催告を要求するに等しく行き過ぎであるように思われ、あくまで諸事情の総合考慮になるものとする（横田尚昌・保険事例研究会レポート271号10頁（2013年）の山下教授コメントも、「個別のケースの特殊性に応じて」解決されるべきとしている。）。

- 26) 督促通知の到達は必ずしも必須ではないと考えるが、一時的な意思無能力等、催告の受領権が無い場合（民法98条の2準用）には、催告の代替としての督促を理解できる状況でもなかったとして、失効主張を制限する事情になり得ると思われる。
- 27) 予見し得ない特別事情として因果関係が否定されるケースが多いと思われる。